

生活基盤整備支援事業の申請を受付けます

地域の生活基盤である生活道(里道)、農道および林道(いずれも私道を除く)の整備または補修を地域の利用者が共同で行う場合に、必要資材の購入費および作業用特殊機材の借上げ費を助成します。

用排水の水路、側溝の整備、^{しゅんせつ}浚渫などのほかに、ため池などの農業用施設の補修も該当します。今年度工事を予定される地区からの申請を、次のとおり受け付けます。

◇申込締切日 6月28日(金)

◇申請方法

申請書を建設課で受け取り、記入後、直接提出する。

◇決定方法

予算に限度がありますので、事業の公益性・緊急性などを考慮して内容を審査します。支援を決定した場合には決定通知書を送付します。

■支援基準

支援区分	支援限度額(上限)
道路の改良を主工事とするもの	受益世帯数 × 15万円以内(75万円)
道路の舗装を主工事とするもの	受益世帯数 × 9万円以内(45万円)
水路の整備を主工事とするもの	
ため池補修を主工事とするもの	
用排水路の浚渫取水施設の補修	受益世帯数 × 6万円以内(30万円)
その他(上記に準ずるもの)	

■支援の対象となるもの

(価格高騰を考慮して、単価を改定しています)

◇資材購入費

- ・整備や補修に必要な原材料で、常温および加熱アスファルト合材、生コンクリート、セメント、真砂土、クラッシャーラン、粒度調整碎石、土のう、床版、コンクリート水路、ベンチフリューム、ヒューム管など
- ・コンクリート殻やアスファルト殻の処分費

◇作業用特殊機材の借上げ費

- ・土工機械のバックホー、ダンプトラック、締固め機械、振動ローラーなど
- ・土木機械の運搬費や燃料費など

※資材の購入費と機材の借り上げ費の合計額について、左表の支援基準の限度額の範囲内で助成します。なお、原材料については現物支給を行う場合もあります。

◇問合せ先

建設課 土木管理係 ☎ 52-5807

高齢者福祉タクシー利用助成のご案内

☎健康保険課 長寿支援係 ☎ 52-5809

通院、買い物などの外出が困難な高齢者の閉じこもりを防ぐために、タクシー利用の初乗料金を助成しています。不明な点はお問い合わせください。

◇申込み

申請書を健康保険課窓口(1階⑦窓口)に提出してください。

申請書には民生委員の意見が必要となりますので、地域の民生委員にご相談ください。

◇資格証明書の交付条件

対象者	助成内容
運転免許のない75歳以上の人のみの世帯で在宅の人	1月あたり4枚の割合でタクシーの初乗り運賃の割引証を交付します。
家族が仕事などの理由で、週に5日以上は、日中に運転免許のない75歳以上の人のみとなる世帯で在宅の人	1月あたり2枚の割合でタクシーの初乗り運賃の割引証を交付します。



▲町ホームページ
『高齢者福祉タクシー利用料助成』